



平成 28 年 1 月 14 日

各 位

東京都品川区東五反田五丁目 10 番 18 号
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
代表取締役社長 岡本 晴彦
(コード番号：3387 東証第一部)
問い合わせ先 専務取締役 川井 潤
電話 03-5488-8001 (代表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 14 日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行すること、及び「定款の一部変更の件」を平成 28 年 5 月開催予定の当社第 19 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により「監査等委員会設置会社」の制度が導入されたことから、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るためであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 5 月開催予定の当社第 19 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

- ①「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②同改正法により、取締役の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- ③同改正法により、責任限定契約を締結できる範囲が非業務執行取締役にも拡大されたことに伴い、責任限定契約の対象を拡大すべく所要の変更を行うものであります。
- ④上記変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

平成 28 年 5 月開催予定の定時株主総会に付議し、同日に定款変更の効力発生を予定しております。

以上

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第 5 条～第 18 条 (条文省略)	第 5 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 19 条 当社の取締役は、9名以内とする。 2 (新設)	第 19 条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く。</u>)は、9名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	第 20 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 2 (新設) 3 (新設)	第 21 条 取締役(<u>監査等委員である者を除く。</u>)の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員で</u>

<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を選任し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p><u>ある取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議により、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 (削除)</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役の中から取締役社長 1 名</u>を選任し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の<u>必要があるときは</u>、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行 (同上第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
---	---

<p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第 30 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役を選任)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査役任期)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></u></p> <p>(削除)</p>
--	---

<p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 38 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 39 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。</u></p>
---	--

<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 40 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員会に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 34 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第 19 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
--	--